

5G 利活用型社会デザイン推進コンソーシアム 運営会則

制定 2020年9月24日

5G 利活用型社会デザイン推進コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（名 称）

第1条 本コンソーシアムの名称は、次のとおりとする。

- （1）日本語名称は、“5G 利活用型社会デザイン推進コンソーシアム”とする。
- （2）英語名称は、“5G-driven Social Design Consortium”とする。

（目 的）

第2条 第5世代移動通信システムをはじめとする高度情報通信技術（以下「5G」という。）及びデジタル技術等の利活用の促進と新市場創出を図り、企業や地方公共団体、関係府省庁等の連携により、産業・社会のデジタルトランスフォーメーションを推進するための事業を通じて、我が国経済の発展に貢献することを目的とする。

（事 業）

第3条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）5G 及びデジタル技術等に関するニーズ、ユースケース、課題等の調査検討や政策提言
- （2）5G 及びデジタル技術等に関するサービスの普及啓発にあたり、必要な情報の整理、発信
- （3）5G 及びデジタル技術等に関する市場及び技術動向等の調査研究
- （4）前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（会 員）

第4条 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業及び団体等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- （1）正会員 本コンソーシアムの事業の推進に協力する企業
- （2）賛助会員 本コンソーシアムがその目的を達成するために協力を求める地方公共団体、研究機関その他の団体等

（入 会）

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を座長に提出し、座長の承認をもって会員に

なることができる。

(会 費)

第6条 本コンソーシアムの正会員は会費及び必要に応じて臨時会費を納入しなければならない。

2 会費額は、総会の決定による。

(退 会)

第7条 会員は、退会しようとする日の1か月前までに退会届を提出することにより、任意によりいつでも退会することができる。この場合、退会する前に納めた会費については、返還しない。また、退会日までの未納の会費を納入しなければならない。

2 本会則を遵守しないとき又は本コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(役 員)

第8条 本コンソーシアムには、総会の決定により座長1名を置く。

2 運営委員会には、座長の任命により運営委員長1名を置く。

3 役員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

(委 員)

第9条 本コンソーシアムの会議（総会、運営委員会及びワーキンググループ等）は、会議ごとにあらかじめ届出された委員等をもって構成する。

2 委員等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 委員 正会員の代表として届出された者及び本コンソーシアムが委嘱した有識者等
- (2) オブザーバ 賛助会員の代表として届出された者及び当該会議が特に認めた前項に規定する委員以外の者（関係府省庁、学識経験者及び協力者等）

(議 決)

第10条 議決権は正会員を代表する1人の委員が有し、出席委員の過半数の同意により決することを原則とする。

- 2 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により議決権を行使する委員は、当該会議に出席したものとみなす。

(総 会)

第11条 本コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、委員及びオブザーバをもって構成し、座長がこれを召集する。
- 3 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会は、本コンソーシアムの事業計画、収支予算等を審議し、決定する。

(運営委員会)

第12条 本コンソーシアムの執行機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、座長又は運営委員長が選任する正会員の委員をもって構成し、運営委員長がこれを招集する。
- 3 運営委員会は、本コンソーシアムの運営及び活動に必要な事項を審議し、決定する。また、緊急を要する案件が発生した場合は、座長の承認の下、総会に代わって決議及び執行できる。ただし、定例又は臨時総会で報告し、追認を受けなければならない。

(ワーキンググループ等)

第13条 運営委員会は、必要に応じてその傘下にワーキンググループ等を設置することができる。

- 2 ワーキンググループ等は、正会員の委員をもって構成する。ただし、運営委員会が必要と認めるときは、地方公共団体等に対し、オブザーバ参加を求めることができる。
- 3 その他、ワーキンググループ等の運営及び活動に必要な事項は、運営委員会で審議し、決定する。

(事務局)

第14条 本コンソーシアムの事務局は、一般社団法人電子情報技術産業協会に置く。

(事業年度)

第15条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補 則)

第16条 本会則に定めのない事項や本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決議等をもって解決する。

2 諸活動を行うにあたって、「JEITA 競争法コンプライアンス指針」を遵守する。

附 則

1 本会則は、2020年9月24日より施行する。

2 本会則を改定または廃止する場合は、総会の承認によるものとする。